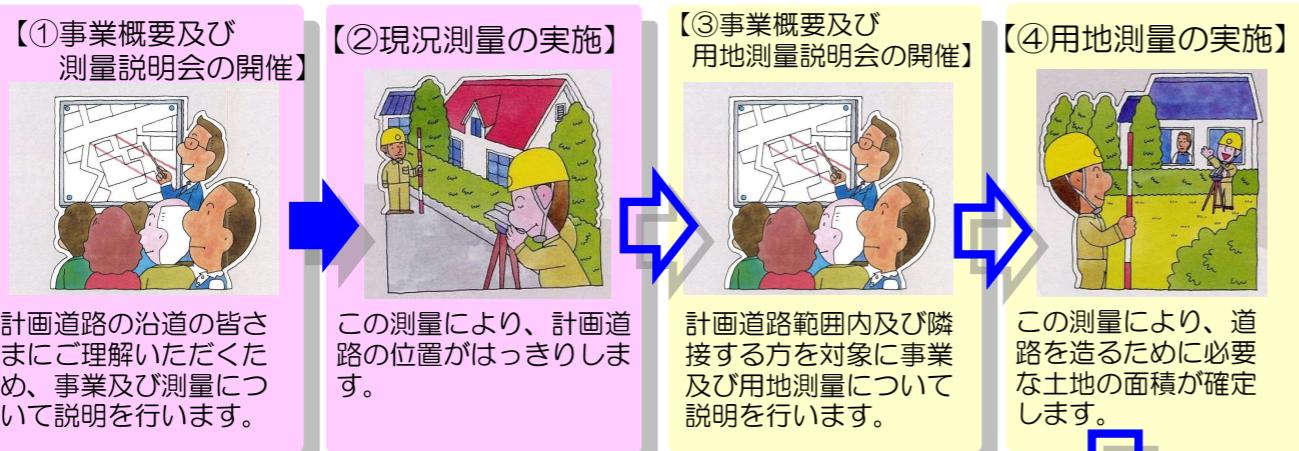


## 事業の進め方

おおむね  
2年



おおむね  
5年～7年



この道路整備についてのご質問、お問い合わせは、下記の連絡先までお願いいたします。

東京都第六建設事務所

道路整備全般に関しては 工事課工務係 TEL 03(3882)1408  
測量全般に関しては 工事課木密測量担当係 TEL 03(3882)1485

午前9時から午後5時30分まで(土曜、日曜、祝日は除きます)

平成25年11月作成

## 東京都市計画道路 補助線街路第73号線

北区十条台二丁目～十条仲原二丁目

## 道路整備計画のあらまし



東京都第六建設事務所

## 計画のあらまし

東京都では、市街地の延焼を遮断するなど、防災性の向上を図る都市計画道路の整備を進めています。

補助第73号線は、地域の道路交通の円滑化、安全性、防災性の向上、地域の発展に貢献するため整備します。

この道路が完成すると、次のような効果が期待されます。

- ◆延焼遮断帯が形成され、大規模な市街地火災を防ぎます。
- ◆震災時の安全な避難路が確保されます。
- ◆緊急車両等の通行路が確保され、救助・救援活動が円滑に行われます。

### 【計画の概要】

- 都市計画道路名 東京都市計画道路  
補助線街路第73号線
- 都市計画決定 昭和21年4月25日  
戦災復興院告示第15号
- 延長及び区間 延長：約1250m  
区間：北区十条台二丁目から  
十条仲原二丁目
- 計画幅員 20~30m



## 現況測量、用地測量の概要（平成25～26年度）

### 現況測量とは・・・

- 都市計画道路予定区域とその周辺にある建物、樹木、塀及び道路等の形状を調査し、現況の地形を表す現況平面図を作成します。
- できあがった図面に道路の計画線を書き入れて、計画道路の位置を明らかにします。
- また、都市計画線の幅や計画道路の中心線を現地に標示するために杭または鉛を設置します。



### 用地測量とは・・・

- 都市計画道路に係る土地について、現地において**関係権利者の立会い**のうえ、隣接する土地との境界等を調査・確認します。
- 境界確認に基づき一筆ごとに土地の測量を行い、用地取得に必要な面積の算出及び図面を作成します。
- 下の【測量図（例）】で、たとえば、Aの方の土地の用地測量を行う場合は、Bの方とEの方だけでなく、Cの方やDの方にも境界を確認するために立会いをお願いすることになります。
- また、一筆の土地に異なる利用形態及び権利があるときは、利用形態や権利ごとに確認を行います。
- そのほか、既存の道路等の公共用地と隣接している土地の場合は、公私境界についても確認の立会いをお願いします。

